

休学・復学・退学・除籍について

1 休学

病気・けが、その他の理由により、長期間（引続き3ヶ月以上）修学することが出来ない場合は、休学を願い出ることができます。休学期間は在学年数に算入しません。休学には手続きやその他の制約があり、また学費が減額される場合がありますので、休学をする際は早めに学生課に相談してください。

休学の種類と期間および願い出有効期日は、つぎのとおりです。

休学の種類	対象となる期間	願い出有効期日 (最終日)	学費（在籍料）	当該年度の成績について
通 年 休 学	4月1日～翌年の3月31日	当該年6月30日	第1分納期（4月末日）までに1年間の休学が認められた場合の年間の学費は、100,000円	すべて認定されません。
前学期休学	4月1日～9月30日	当該年6月30日	第1分納期（4月末日）までに前学期の休学が認められた場合の前学期学費は、50,000円	通年および前学期科目の成績は認定されません。
後学期休学	10月1日～翌年の3月31日	当該年12月31日	第2分納期（10月末日）までに後学期の休学が認められた場合の後学期学費は、50,000円	通年および後学期科目の成績は認定されません。

注意事項

- (1) 休学の期間は、当該年度限りとし、年度をまたぐ休学は認められません。
- (2) 休学の期間は、通算して3年（6学期）を超えることができません。
- (3) 休学の開始日は、大学が受け付ける日以降とし、願い出前に遡ることはできません。

2 復学

復学の時期は、年度始め（4月1日）または、後学期始め（10月1日）です。

通年休学した者が、事情により前学期休学に変更したい場合は、願い出により、後学期から復学することができます。

3 退学

本学を退学する場合は、学生課で手続きをしてください。

4 除籍

以下のいずれかに該当する場合、「除籍」となります。（学則第48条参照）

- ① 通算して在学8年（16学期）を超えてなお卒業し得ない者。
- ② 進級制を実施している学部・学科の学生で、通算して在学4年（8学期）を超えてなお3年次への進級要件を満たし得ない者。
- ③ 所定の授業料・履修費・研修料その他の納入金を期日までに納入しない者。